

# 千葉県水道災害相互応援協定

平成 7 年 1 1 月 2 日締結

平成 2 3 年 3 月 3 1 日変更

平成 2 4 年 3 月 3 0 日変更

平成 2 6 年 9 月 3 0 日変更

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日変更

## (趣 旨)

第 1 条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害（以下、水道災害という。）が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

## (連絡体制)

第 2 条 水道災害が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領（以下「対処要領」という。）」の水道災害時の通報連絡体制（以下「連絡体制」という。）による。

## (応 援)

第 3 条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

## (要請方法)

第 4 条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、対処要領に定める様式により防災ファクス等を用いて要請を行うものとする。また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合は事後報告を行うものとする。

## (応援の内容)

第 5 条 事業者等が行う意応援活動は、おおむね次の通りとする。

- (1) 応援給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資機材の供出
- (4) 水質検査
- (5) 県、被災事業者等、応援事業者等の間で協議により定める応援活動

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水に当たっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の中で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を対処要領に定める様式により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援体制)

第8条 応援事業体等が派遣する職員(以下「応援職員」という。)は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(受援体制)

第9条 受援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 受援事業体等は、資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、次のとおりとする。。

(1) 経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(2) 諸手当及び旅費については、応援事業体等の諸規定に基づき算定するものとする。

(3) 工事請負費は、応援事業体等の算定基準等により算定するものとする。

なお、工事請負費の算定にあたっては、応援事業体等が、地理的要件、気候的要件に加え作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件(工事の規模、所要日数等)等を十分に考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 前2号以外の経費の算定については、実費によるものとする。

(5) 応援事業体等が、法令等の規定に基づき、国や地方公共団体等から応援に要した経費の補填を受けた場合には、応援経費総額から補填額を差し引いた残りの額を被災応援事業体等の負担とする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書49通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月30日